

# 裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

代理人

[Redacted]

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成25年6月28日付で提起された[Redacted]福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成25年6月11日付で行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条の規定による費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分庁がした本件処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 請求人の主張

請求人の請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由として、次のとおり主張していると解される。

- 1 本件処分は、処分庁の請求人に係る収入認定の誤りを請求人に転嫁するものであり、不当である。
- 2 生活保護手帳別冊問答集に記載されている「収入増の事実が明らかとなった」場合とは、法による保護(以下「保護」という。)の受給者が収入の届出義務を果たさなかったために処分庁が収入増の事実を把握することが遅れた場合を指していることは明らかであるため、法第63条を適用し本件処分を行うことは、違法である。
- 3 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)によると、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とした上で、一定の場合に例外を認めている。この点、処分庁は、請求人が事前相談をしていないこと等

を理由にこの例外に当たらないとするが、本件処分は、処分庁の誤りにより行われたもので、法、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号。以下「次官通知」という。)及び課長通知が想定していない場合であり、事前相談が観念できないことは言うまでもない。

- 4 請求人は、収入の届出義務を果たしているので、法第80条の適用を除外する理由はない。

## 第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由として次のように述べていると解される。

- 1 法第63条は、直接には、資力が現実化した場合の保護の精算方法を規定しているが、過払及び誤払による保護の精算方法全般についても規定したものと解されるところ、本件処分では、請求人の収入増が明らかになり返還決定を行ったもので、法第63条の射程を超えるものではない。
- 2 本件処分における返還対象は、年金収入に相当する保護の過支給額であり、年金収入の取扱いを継承して本来ならば収入認定として処理すべきものと解される。年金収入であれば、次官通知第8の3の収入認定から除外するもののいずれにも該当せず、受給額全額を収入認定する取扱いとなる。
- 3 課長通知にも、法第63条の規定により年金の遡及受給分の返還を求める場合、年金は、その全額を収入認定する取扱いとの公平性から「真にやむを得ない理由による」極めて例外的な場合を除き、過支給分全額について返還を求めるべきとする取扱いが示されている。
- 4 3の極めて例外的な場合としては、返還額からの控除が当該世帯の就労に密接不可分な関係を有する等が想定される。しかし、本件処分では、過支給分について生活費に充当したものであり、これをもって「真にやむを得ない」場合となるとは到底考えられない。
- 5 課長通知には、控除を認める場合も返還対象者の事前相談が必要である旨が記載されており、本件処分においては、請求人が事前相談した事実はない。
- 6 事後における控除の相談について、課長通知において「傷病や疾病などの健康上の理由や災害」等の例外的な場合は許容される旨の記載があるが、本件処分においては、これに該当しないことが請求人から提出された審査請求書の記載内容からも明らかである。

### 第3 審査庁の判断

#### 1 認定事実

審査庁が調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 平成24年10月15日、請求人は、保護の受給を開始した。
- (2) 平成24年10月15日、請求人は、8月分の収入として[ ]年金 [ ]円を収入申告書により申告した。
- (3) 平成24年10月26日、処分庁は、請求人に対する [ ]年金の支払額が年額 [ ]円（月額 [ ]円）であることを [ ]年金事務所から確認した。
- (4) 平成24年11月7日、処分庁は、請求人の [ ]年金を担保とする貸付けの返済剰余金が [ ]年金の支給月につき [ ]円であることを [ ]から確認した。
- (5) 平成24年11月14日、処分庁は、(3)及び(4)より、請求人の [ ]年金の収入として [ ]円を収入認定する決定を行った。
- (6) 平成24年12月17日、請求人は、10月分、12月分の収入としてそれぞれ [ ]円を収入申告書により申告した。
- (7) 平成25年5月13日、請求人は、平成26年2月分、4月分の収入としてそれぞれ [ ]円を収入申告書により申告した。
- (8) 平成25年5月14日、処分庁は、請求人から提出されていた収入申告書に記載されている収入額と処分庁が収入認定している額とに相違があることに気付き、詳細を調べたところ、請求人が [ ]年金とは別に [ ]年金を月額 [ ]円受給しており、平成24年10月から平成25年5月までの8か月分を収入として認定していなかったことが判明した。
- (9) 処分庁は平成25年5月16日、収入として認定していなかった [ ]年金の処理について検討を行い、「自立更生費については、年金収入の認定であり控除は適用不可のため、控除は適用不可」とした。
- (10) 平成25年6月3日、処分庁は、請求人の [ ]年金の受給額が年額 [ ]円（月額 [ ]円）で、保護の受給を開始する前から受給していたことを [ ]から確認した。
- (11) 平成25年6月5日、処分庁は、収入認定漏れの [ ]年金の8か月分全額（ [ ]円）を法第63条による返還額とすることを決定した。
- (12) 平成25年6月11日、処分庁は、本件処分を行った。

## 2 判断

まず、本件処分における法第63条の適用について検討する。

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定し、本来受けるべきでなかった保護金品を受けた場合の費用返還義務を定めている。そして、法第63条の規定の適用については、生活保護手帳別冊問答集問13-2において「収入増の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過少となったとき」に保護の返還等を求めることとされている。

本件処分において、処分庁は、1(8)及び(10)のとおり収入充当額が過少であった事実を確認後、法第63条の規定を適用し、1(11)のとおり本来給付すべきでなかった保護(収入認定漏れの[ ]年金)の返還を求めていることが認められるので、この点において違法又は不当な点はない。

なお、ここでいう「収入増の事実」とは、資力なしと誤認して保護を決定した場合等いくつかの原因が想定されるものと解され、「受給者が収入の届出義務を果たさなかったために、処分庁が収入増の事実を把握することが遅れた場合を指すことは明らか」という請求人の主張(第1の1)は、容認できない。

次に、本件処分に係る返還金の額の決定に関する処分庁の判断について検討する。

法第63条に基づく費用返還については、課長通知2(1)アにおいて、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とされている。また、年金を遡及して受給した場合における法第63条に基づく返還額については、課長通知2(1)イにおいて、「返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受領額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記アと同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる」とされ、真にやむを得ない理由により自立更生費等を控除することは認められているが、事前の相談を必要とし、疾病等を理由とする一定の条件を満たさなければ事後の相談は認められていないとされている。

本件処分において、処分庁は、第2の2のとおり本件処分に係る返還金が年金収入に相当する保護の過支給金であるため、その年金収入の取扱い



を継承すべきであると主張し、その過支給額の全額を返還額としている。しかし、もとは年金収入であっても、処分庁の認定漏れにより法第63条の返還金と決定したのであるから、課長通知2(1)アに基づき、自立更生費の適用が可能な返還金として取り扱うことになり、処分庁が主張する年金収入としての取扱いを継承するということはない。

また、処分庁は、第2の3のとおり年金の遡及受給分の返還を求める場合、年金は、その全額を収入認定する取扱いとの公平性から真にやむを得ない理由による極めて例外的な場合を除き、過支給分全額について返還を求めるべきとする取扱いが示されていることを挙げ、本件処分においては、第2の3から5までのとおり自立更生費の控除の余地はないと主張している。しかし、本件処分に係る返還金は、処分庁の収入認定の漏れによる保護の過払金であり、年金の遡及受給により発生したものではないため、課長通知2(1)イの取扱いをすることは認められない。

よって、本件処分に係る返還金の額の決定に関する処分庁の判断は、課長通知の解釈の誤りに基づくものであり、結果として、請求人が自立更生費の控除について申し立てる機会を逸することとなった。また、処分庁は、上記の誤った認識に立脚していたことから課長通知2(1)アの運用に基づき返還額から控除できる額について十分に調査のうえ判断していない。

以上より、本件処分において、法第63条の規定を適用し本来給付すべきでなかった保護の返還を求めることに違法不当な点はないが、その返還金の額の決定に当たり、課長通知の解釈を誤り、全額を返還対象とすることによって請求人の自立が著しく阻害される可能性がないか十分に調査のうえ判断していないことは、不当である。

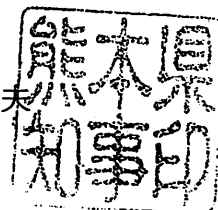
なお、請求人は、第1の4のとおり法第80条の規定による返還の免除を適用するよう主張しているが、同条の規定は、保護の変更、廃止又は停止に伴い前渡しした保護金品の返還を求める場合に適用する規定であるため、本件処分のように保護の変更、廃止又は停止を伴わない場合、同条の規定は、適用されない。

以上、請求人の本件審査請求には、本件処分に係る返還金の額の決定に関し理由がある。

よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年5月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫



## 教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。ただし、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する[ ]を被告として（[ ]が被告の代表者となります。）本件処分の取消しの訴えを、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。